【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ＆A（事業者向け・平成27年度介護報酬改定後）

資　料　2

（最終更新日　平成28年2月18日）

掲載No.	サービス種別	基準区分	項目	質問	回答	掲載日
1	01居宅介護支援	3運営	担当者に対する個別サービス計画の提出依頼	居宅サービス計画について、軽微な変更を行った場合にも、介護サービス事業所の作成する個別サービス計画の提出を求めなければならないのか。	軽微な変更とは、「運営基準第13条第3～12号の業務を行う必要がないと判断したもの」とあり、軽微な変更の場合は、同条第12号の個別サービス計画の提出を求める必要がない。 ただし、同条第13号にあるとおり、居宅サービス事業所との連絡調整等を行う必要があるので、居宅サービス計画に基づくサービス提供となっているかについては、随時確認すること。	H28.2.18
2	02訪問介護	3運営	利用料等の受領	南区の事業所において、似島の利用者へサービス提供を行うことになった場合、似島へのフェリー代は事業所が負担すべきか。利用者から徴収できるのか。	似島が通常の事業の実施地域であれば、ヘルパーの移動費用は事業所で負担する。 実施地域に含まれていなければ、利用者へ説明し、同意を得た上で、実費を徴収することは可能である。	H28.2.18
3	02訪問介護	3運営	利用料等の受領	訪問介護の排せつ介助で必要となる費用を負担する者は誰か。 ①　使い捨て手袋 ②　陰部洗浄用石鹸、おしりふき ③　排せつ物の処理	①については、事業所が負担する。 運営基準第31条及び解釈通知では、事業所において、訪問介護員が感染源となることを予防し、また、訪問介護員を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品を備える必要があるとされていることから、事業所で負担すること。 ②、③については、利用者が負担する。 陰部洗浄用石鹸等については、基本的に利用者宅の物品を利用することになる。なお、利用者の選択により事業所が特別に準備する石鹸（肌に優しい石鹸等）を使用する必要がある場合には、事業所と利用者間であらかじめ話し合いの上、事業所側が準備し利用者が実費を負担することも可能と考えられる。 （各家庭で発生するオムツ等は、広島市では可燃ごみとして収集されており、廃棄する際には汚物は便所に捨て丈夫な紙袋等に入れて可燃ごみとして廃棄することは可能。） ただし、②、③について、事業所と利用者間での契約等により、事業所が費用負担することは妨げないが、事業所が当該費用を介護報酬で充当することにより、訪問介護の質の低下を招かないようにすること。	H28.2.18
4	02訪問介護	4報酬	医行為	在宅酸素の利用者の大型ボンベから小型ボンベへの液体酸素の移し変えについて、訪問介護で対応できるのか。	医療行為に該当するため、訪問介護では対応できない。	H28.2.18
5	02訪問介護	4報酬	医行為	NPPV療法（マスクを使った補助喚起療法）やMI-Eを用いた排痰介助・咳介助について、これらの機器がボタンを押すだけのような簡便なものであったとしても、ヘルパーが単独で扱うことはできないのか。	医療行為に該当するため、訪問介護では対応できない（機器の操作が簡便かどうか、ではなく、機器使用中や使用後において万が一利用者が危険な状態になった時にヘルパーでは対応できない点が問題である。）。 なお、医療行為かどうかは県医務課に確認すること。	H28.2.18
6	07通所介護	4報酬	口腔機能向上加算	事業所が直接雇用している看護職員がいない場合に、病院・診療所・訪問看護ステーションとの契約で確保した看護職員が利用者に口腔機能向上サービスを提供することにより、当該加算を算定することはできるか。	認められない。 病院・診療所・訪問看護ステーションとの契約で確保した看護職員は利用者の健康状態の確認を行う。	H28.2.18
7	08通所リハビリテーション	4報酬	リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）	居宅訪問について、指定通所リハビリテーションの実施を開始した日から起算して1月以内に実施することになっているが、この開始した日とは、通所リハビリテーション計画の同意を得た日と当該事業所に初めて通所した日のどちらか。	当該事業所に初めて通所した日である。	H28.2.18
8	08通所リハビリテーション	4報酬	短期集中個別リハビリテーション実施加算	H27.4.3からサービス提供しているが、H27.4.21にリハ会議実施、リハビリテーション計画に同意を得た場合、いつから加算が算定できるのか。 また、H27.4.3から算定できない場合には、H27.4.3で暫定プランを作成していれば算定できるのか。	リハビリテーションマネジメント加算は同意を得た日が属する月から算定できるため、H27.4に実施した個別リハビリテーションについて算定できる。	H28.2.18
9	09短期入所生活介護	4報酬	基本報酬	同日に2事業所を利用した場合の取扱について、4月1日にA事業所入所して15日退所、同日にB事業所入所した場合、 ①4月15日の報酬算定の考え方はどうなるのか。 ②また、継続利用日数のカウントはどうなるのか。	①報酬算定については、A事業所もB事業所も算定可能（ただし、両事業所が同一敷地内ではないことなど、一定の条件有り。）。 ②継続利用日数については、A事業所の4月15日が15日目、B事業所の15日が16日目に当たり、連続30日の期間については、4月1日から29日となる。	H28.2.18

【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ＆A（事業者向け・平成27年度介護報酬改定後）

資　料　2

（最終更新日　平成28年2月18日）

掲載No.	サービス種別	基準区分	項目	質問	回答	掲載日
10	09短期入所生活介護	4報酬	個別機能訓練加算	30日を超えて短期入所生活介護を利用している場合で、利用者の居宅を訪問する場合には、利用者不在のまま家族立会いで居宅訪問を行うことで、加算の要件である居宅訪問を行ったこととして良いか。	個別機能訓練加算は在宅生活の継続支援を評価したものであり、居宅に戻らない場合は対象とならない。 そのため、居宅訪問時には利用者の生活状況を確認する必要があるため利用者が不在の場合には居宅訪問として認められない。	H28.2.18
11	30定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4報酬	訪問看護費	月の途中で利用者が入院した場合、訪問看護費は日割り計算となるのか。	利用者との契約により、入院時に契約を解除した場合は、日割り計算となる。この場合、再度利用するに当たっては再契約する必要が生じる。 なお、契約を解除していないのであれば、日割り計算とならない。	H28.2.18
12	30定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4報酬	連携型訪問看護と訪問看護の同時算定について	定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅱ）（連携型）を算定する場合に、連携先として届出を行っている訪問看護事業所が、訪問回数及びそれに係る請求額に応じて、月額包括報酬ではなく、1回ごとの訪問看護費（20分未満316単位）を算定しても良いか。それとも、状況に関わらず、一律に月額包括報酬で算定するのか。	月額包括報酬として算定する。	H28.2.18
13	16小規模多機能型居宅介護	4報酬	訪問サービスのカウントについて	通いサービスの送迎時にベッドへの移乗介助が必要な利用者がいるが、これを訪問サービス1回分としてカウントすることはできるか（送り及び迎えの計2回）。	質問のようなケースは、送迎の範囲内と考えられるため、訪問サービスとしてカウントすることはできない。なお、送迎のため訪問した際に、トイレ介助や食事介助等、送迎の範囲を超えるサービスを行った場合は、訪問サービスとしてカウントして差し支えない。	H28.2.18
14	16小規模多機能型居宅介護	4報酬	看護職員配置加算（Ⅲ）	算定用件では、看護職員を常勤換算方法で1以上の配置していることとあるが、看護職専従でなければならないか。 介護職を兼務している場合の介護職としての勤務時間は常勤換算の計算から除く必要があるか。	介護職員としての勤務時間を除いた上で、常勤換算方法1以上を配置しなければならない。	H28.2.18
15	19介護老人福祉施設	4報酬	特別養護老人ホームでの訪問マッサージについて	特別養護老人ホームの入所者は、医療保険の訪問マッサージを利用することができるか。	保険医療機関（介護老人保健施設及び介護療養型医療施設を含む。）の入所者は鍼・灸・マッサージ等の施術を利用できないが、特別養護老人ホームは保険医療機関とはみなされないため可能である。	H28.2.18
16	20介護老人保健施設	4報酬	退所前訪問指導加算	退所前に外泊を行った場合、外泊日に訪問して指導を行った際には算定対象となるのか。	対象となる。	H28.2.18
17	20介護老人保健施設	4報酬	経口維持加算（Ⅱ）	経口維持加算の要件として協力歯科医療機関を定めた上で、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれかの1名以上が会議に加わった場合とされているが、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士は、当該介護老人保健施設の職員以外の外部の者に参加してもらわなければならないのか。	会議に参加する職種について、医師は当該介護老人保健施設の配置医師を除くこととされているが、それ以外については定められておらず、当該老健の職員でも差し支えない。	H28.2.18
18	23訪問系サービス共通	4報酬	集合住宅減算	「同一建物に居住する利用者が1月あたり20人以上である場合の利用者数」の計算について、1日ごとにサービス提供実績のある利用者を合計し、当該月の日数で除することにより計上することでよいか。	1日ごとにサービス提供契約（実績の有無は関係ない）のある利用者を合計し、当該月の日数で除することにより計上する（当該月において、1回もサービス提供実績のなかった者を除く。）。	H28.2.18
19	29施設サービス共通	4報酬	在宅復帰支援機能加算	「在宅における生活が1月以上継続する見込みである者」の定義について、以下の①及び②の者は算定要件に該当するか。 ①退所と同時にロングショートや小規模多機能事業所の泊まりサービスを継続して利用する者 ②退所時には1月以上在宅生活が継続できる見込みであったが、退所後に再度確認した時点では既に長期入院やロングショート利用となっていた者	①、②ともに算定要件に該当しない。 ①ロングショートや小規模多機能事業所の泊まりサービスは在宅生活ではない。 ②「在宅における生活が1月以上継続する見込みである者」かどうか判断するタイミングは、基準告示にも定められているとおり、退所後30日以内に居宅訪問又はケアマネから情報提供を受けることにより、この先在宅生活が継続できるかどうか確認するタイミングである。退所時ではない。	H28.2.18